

共済預金の「FATCA」に関する 取扱いについて

米国法である「FATCA(ファトカ)」施行に伴い、本法律の対象となる組合員には下記のとおり追加で確認させていただく内容がありますので、ご協力をお願い申し上げます。

1. FATCA(ファトカ)とは

FATCAとは、「外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)」の略称であり、米国外の金融機関口座を利用した租税回避の防止を目的として、平成22年に米国で成立しました。同法により、米国外の金融機関は、米国人の口座を特定し、口座に関する一定の情報を米国内国歳入庁に報告することが求められています。

日本の金融機関は、平成24年6月に締結された日米共同声明の枠組みに沿って、FATCAへの遵守を要請されています。これに伴い、埼玉りそな銀行でも平成26年7月1日の施行日より口座開設等の際に、FATCAに基づく確認事項に関するご協力をお願いすることとなり、共済預金(全員口座・自由口座)もFATCAの対象となりますので、ご協力をお願いいたします。

2. FATCAの対象となる組合員

- (1)米国の市民権・永住権を保有の組合員
- (2)居住国が米国の組合員(米国に居住する日本国籍の方も含まれます。)など

3. 確認させていただく内容

- (1)お手続き時にお預かりする本人確認書類に米国に関連する記載があり、上記2の対象となる場合は、組合員に「宣誓書類」をご記入いただき、米国内国歳入庁への報告(以下、「FATCA報告」という。)の対象か否かを確認させていただきます。
- (2)FATCA報告の対象となる場合、組合員に「情報提供同意書」をご記入いただき、米国内国歳入庁に口座に関する一定の情報を提供することについて、ご同意をいただきます。
- (3)FATCA報告の対象とならない場合、追加の本人確認書類をお預かりし、その旨を確認いたします。

4. その他

具体的な手続き方法等につきましては、埼玉りそな銀行各支店へお問合せください。